

令和 7 年 8 月 5 日

公益社団法人新潟県宅地建物取引業協会との
「提携業者住宅ローン金利優遇制度」に関する覚書の締結について

当組合は、公益社団法人新潟県宅地建物取引業協会と、住宅の購入を希望されるお客様に対して、良質な住宅や資金を提供することで、住宅の建築や販売を促進し、地域社会の活性化を図ることを目的として、「提携業者住宅ローン金利優遇制度」に関する覚書を締結いたしました。

本制度により提携業者との連携を強化すると共に、対象商品のご融資金利を優遇いたします。

記

1. 提携業者住宅ローン金利優遇制度について

(1) 覚書締結先

公益社団法人新潟県宅地建物取引業協会（以下、宅建協会）

(2) 制度の対象となる業者（提携業者）

宅建協会会員のうち、西蒲燕支部および新潟支部の会員

(3) 制度の概要

お客様が提携業者の建築または販売・仲介する住宅や住宅用土地を取得する際に、当組合の住宅資金融資をご利用される場合、対象商品のご融資金利を優遇いたします。

(4) 対象商品

- ・ まきしん住宅ローン（全国保証(株)保証付）

(5) 覚書締結日

令和 7 年 8 月 1 日(金)

以上

